

東映アニメーション株式会社定款

2021年6月25日現在

東映アニメーション株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 本社は東映アニメーション株式会社と称し、英文では TOEI ANIMATION CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 本社は次の業務を営むことを目的とする。

1. 各種アニメーション、コンピュータグラフィクス等の映画の製作・販売
2. インターネット等の通信を利用した各種映像、音声、商品(衣料品、装身具等)の製作・販売
3. コマーシャル、ピーアールフィルムその他各種映像の製作・販売
4. 合成、線画、タイトル、スライド等の製作・販売
5. 各種アニメーション、コンピュータグラフィクス等の合作・提携製作
6. 漫画及びイラスト関係の出版、出稿、販売
7. ポスター、カレンダー及び商標類の作成・販売
8. 著作権・著作隣接権の管理、行使及びその許諾
9. 各種催事の企画及び営業
10. 遊園地、スポーツ施設等の企画、設計、監理及び施工
11. 遊園地、スポーツ施設等の遊具機材のデザイン、販売及び輸出入
12. 玩具、文房具、書籍、スポーツ用品、日用品雑貨類の販売及び輸出入
13. 映像及びこれに関連する技術の輸出入
14. アニメーション及び各種映像製作技術ならびに声優の養成に関する学校の経営
15. 食堂、喫茶店の経営
16. 煙草及び喫煙具の販売
17. 広告代理業務
18. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 本社は本店を東京都中野区に置く。

(機 関)

第 4 条 本社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 本社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 本会社の発行可能株式総数は168,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 本会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- ③ 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 本会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主が代理人により議決権を行使しようとするときは、その代理人は本会社の議決権を有する株主1名に限る。但し、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を本会社に提出することを要する。

(議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第19条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 本社の取締役は、20名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については累積投票によらない。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。
③ 増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、必要により取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。但し、取締役社長は代表取締役でなければならない。

(相談役及び顧問)

第24条 取締役会は、その決議によって、相談役及び顧問を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

② 本会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第31条 本会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第6章 取締役及び監査役の責任免除

(取締役及び監査役との責任限定契約)

第40条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条に定める額に限定する契約を締結することができる。

第7章 会計監査人

(選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第8章 計算

(事業年度)

第43条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第45条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。

以 上